新潟県条例第46号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（職員の派遣） **第２条**　任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(18)　（略） (18)の２　社会福祉法人しあわせ福祉会 (19)～(24)　（略） ２・３　（略）	（職員の派遣） **第２条**　任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(18)　（略） (19)～(24)　（略） ２・３　（略）

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。